

田 村 市 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 計 画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

田 村 市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	田村市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	市行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	6
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7)	計画期間	7
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
3	産業の振興	11
4	地域における情報化	16
5	交通施設の整備、交通手段の確保	17
6	生活環境の整備	19
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	22
8	医療の確保	26
9	教育の振興	27
10	集落の整備	30
11	地域文化の振興等	31
12	再生可能エネルギーの利用の推進	32
資料	過疎地域持続的発展特別事業	33

1 基本的な事項

(1) 田村市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

【自然的条件】

本市は、福島県の中央部にある郡山市の東に位置し、浜通りとの結節点となる地域です。

地形は、阿武隈高地特有の丘陵起伏が縦横に連なり大滝根川や高瀬川などの多くの河川が地域を流下しています。面積は 458.30 km²で、土地利用区分をみると、全体の約 66%を山林が占める典型的な中山間地域です。

気象状況は、年間の気温較差が大きく、雨量・降雪量の少ない表日本内陸山間型の特徴を持ち、寒候期においても連続した降雪期間は短くなっています。

【歴史的条件】

本市は、平成 17 年 3 月 1 日に、滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町の 5 町村が合併して誕生しました。合併前の 5 町村の経緯は次のとおりです。

旧滝根町は、明治 22 年の市町村制施行により神俣村、広瀬村及び菅谷村が合併し誕生しました。

旧大越町は、昭和 30 年に七郷村の牧野・栗出を合併し、昭和 31 年には常葉町大字早稲川の 20 字を編入合併したのち、昭和 34 年には常葉町大字早稲川の 3 字を編入し誕生しました。

旧都路村は、明治 22 年の市町村制施行により古道村と岩井沢村が合併し誕生しました。

旧常葉町は、昭和 30 年に常葉町と山根村が合併し、その後一部境界変更を経て誕生しました。

旧船引町は、昭和 30 年に船引町、芦沢村、美山村、移村、瀬川村、文珠村及び七郷村の 1 町 6 村が合併し、その後昭和 32 年に三春町の一部を編入、昭和 46 年にその境界を一部変更し誕生しました。

【社会的、経済的諸条件】

本市の中心部を国道 288 号が東西に横断し、浜通りと郡山市を結んでいます。また、西部には宮城方面と茨城方面を結ぶ国道 349 号が、東部には南陽市方面といわき市方面を結ぶ国道 399 号が通り、これらを中心として主要地方道、一般県道が縦横に走っています。特に、市街地以外の山間部等では、国道・県道等の幹線道路へ市道等が接続する道路網体系となっています。

高速交通は、本市西部の磐越自動車道船引三春 I C に加え、南部に磐越自動車道田村スマート I C が平成 31 年 3 月に設置され、物流や観光等の人の流れを作る要衝となっています。

市内の公共交通網は、J R 磐越東線（6 駅）を中心に、路線バス 6 路線、デマンドタクシーがありますが、路線バスは利用が低迷しています。

本市の産業は、葉たばこ、米、林業、畜産、観光など自然環境を有効に利用した農業が主体でしたが、葉たばこの廃減作、米の消費停滞や生産調整等の影響を受けた農業所得の低迷による将来への経営不安などから、壮年層の離農や後継者不足、高齢化が急激に進みました。

昭和 35 年に 76.4%を占めていた第一次産業は、令和 2 年国勢調査では 13.4%に減少し、第二次産業 38.1%、第三次産業 48.4%となり、第一次産業から第二次、第三次産業へそれぞれ就業者が移行する傾向は、今後も続くことが予測されます。

イ 市における過疎の状況

旧都路村は、昭和 46 年に「過疎地域対策緊急措置法」による地域指定を受けてから合併前までの 30 年以上にわたり、過疎対策を講じながら地域振興を図ってきました。

また、旧大越町についても平成 4 年に「過疎地域活性化特別措置法」により過疎地域指定を受け、合併前までの 10 年以上にわたり過疎対策に取り組んできました。

町村合併により、平成 17 年 3 月 1 日に田村市となりましたが、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、旧大越町・旧都路村の区域が引き続き過疎地域とみなされ、本市では、これまで大越町・都路町の過疎地域を含め、産業振興や交通体系、生活環境、教育施設の整備を推進するとともに、高齢者等の保健福祉の向上など、幅広く過疎対策を推進してきました。

令和 3 年 4 月 1 日、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行により、田村市全域が過疎地域に指定されたことから、今後は自立に向け地域資源等を活用しながら、市全体で地域課題の解決を図るとともに、持続的な発展を目指した過疎対策に取り組む必要があります。

一方、本市の人口は、昭和 35 年の 59,186 人をピークに急速に減少が進み、令和 2 年には 35,169 人となり、その後も減少傾向が続いています。令和 2 年国勢調査の、65 歳以上の高齢化率が 35.9%、昭和 35 年に対する人口減少率は 40.6%となり、少子高齢化が顕著となる過疎地域特有の人口構成となっています。高齢人口の増加は、医療・福祉分野を中心に自治体への財政負担をもたらし、第二次・第三次産業への就業人口の移行によって昼間人口は減少し、地域防災や集落機能の低下など様々な問題を提起していることから、少子化対策と併せ、引き続き過疎地域脱却に向けた各種施策を積極的に推進する必要があります。

ウ 市の社会経済的発展の方向の概要

産業別就業人口は、第一次産業から第二次・第三次産業への移行が年々進むことから、本市の基幹産業である農業は、今後、移住も含めた農業の担い手の育成、生産性の高い環境にやさしい農業の確立、交流による農業の活性化策を進めるとともに、地場産業の活性化や企業誘致活動の拡充、働きやすい環境づくりを推進し、第二次・第三次産業の新たな就労の機会を創出する必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市全体の人口は、昭和 35 年の 59,186 人から令和 2 年には 35,169 人まで急減しました。年齢別には 0 歳から 14 歳までが 84.5%の減少、15 歳から 64 歳までが 40.5%の減少（うち 15 歳から 29 歳までが 67.2%の減少）となりました。また、65 歳以上は 214.4%の増加を示し、その人口比率は、昭和 35 年の 6.8%から令和 2 年には 35.9%と高齢化が急速に進んでいます。

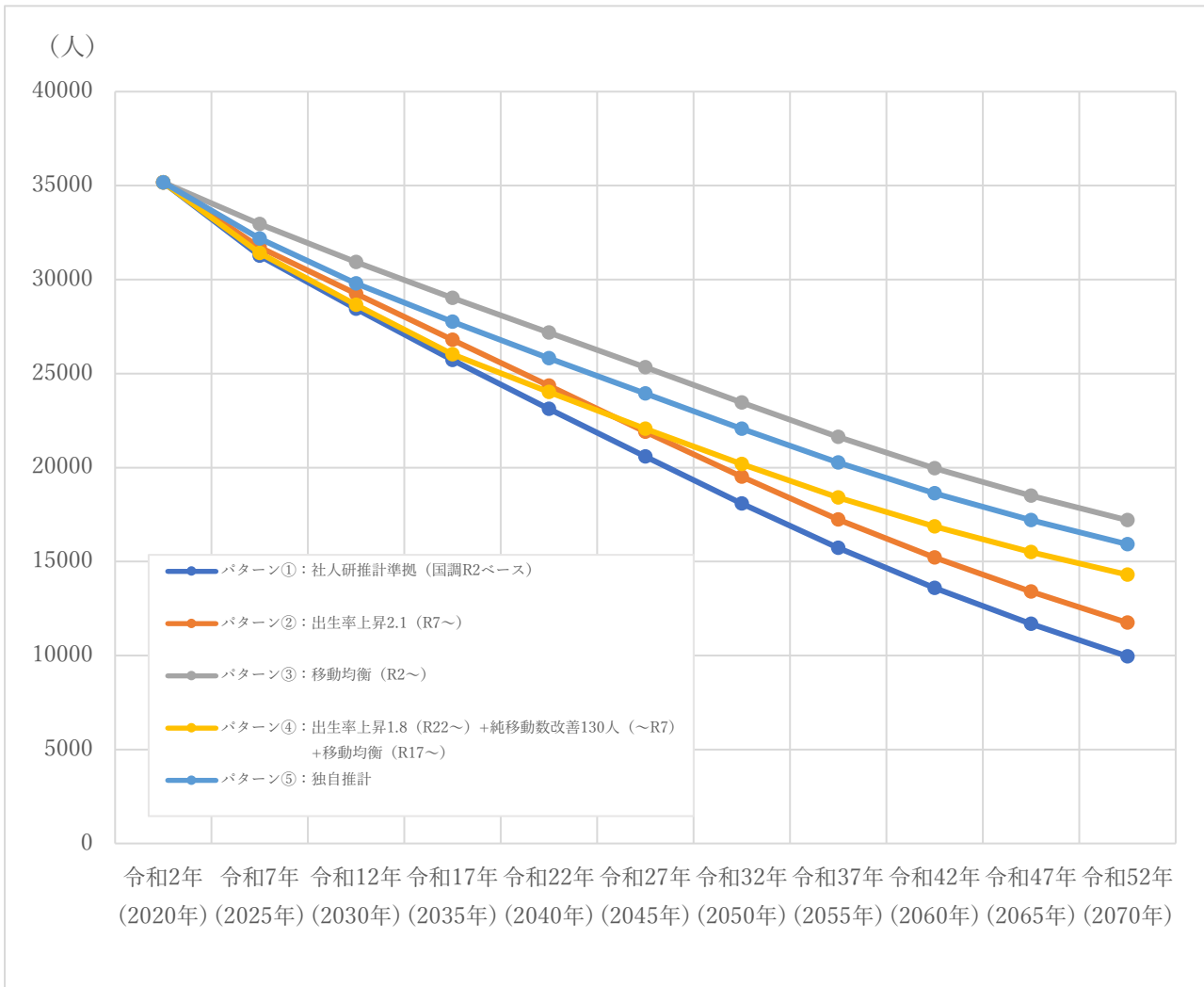
一方、若年層（15 歳から 29 歳）の比率は昭和 35 年の 20.2%から令和 2 年には 11.3%まで減少しています。

他方、65 歳以上の高齢者の人口は急激に増加が進み、昭和 35 年の 4,018 人に対し、令和 2 年は 12,633 人と約 3 倍に増加するなど、過疎の特徴でもある少子高齢化が急速に進んでおり、この傾向は今後も続く予測されます。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年			昭和50年			平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 59,186	人 49,924	% △15.6	人 46,758	% △6.3	人 43,253	% △7.5	人 38,503	% △11.0	人 35,169	% △8.7			
0歳～14歳	23,372	13,493	△42.3	9,739	△27.8	6,214	△36.2	4,312	△30.6	3,630	△15.8			
15歳～64歳	31,796	31,319	△1.5	29,276	△6.5	25,506	△12.9	22,178	△13.0	18,906	△14.8			
うち15歳～ (a)	11,966	10,155	△15.1	7,426	△26.9	6,718	△9.5	4,911	△26.9	3,957	△19.4			
65歳以上 (b)	4,018	5,112	27.2	7,743	51.5	11,533	48.9	12,013	4.2	12,633	5.2			
(a)/総数 若年者比率	% 20.2	% 20.3	—	% 15.9	—	% 15.5	—	% 12.8	—	% 11.3	—			
(b)/総数 高齢者比率	% 6.8	% 10.2	—	% 16.6	—	% 26.7	—	% 31.2	—	% 35.9	—			

表 1-1(2) 人口の見通し



イ 産業の推移と動向

本市全体の産業構造については、第一次産業から第二次産業・第三次産業への移行が著しく、昭和35年には就業人口の76.4%を占めていた第一次産業が、令和2年には13.4%となり、第二次・第三次産業就業比率が増加しています。

今後、都市部への若年者の流出により、第一次産業就業者のみならず第二次・第三次産業就業者の高齢化がさらに進むものと予測されます。

表 1-1(3) 田村市の産業別人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 29,210	人 26,746	% △8.4	人 25,972	% △2.9	人 22,385	% △13.8	人 20,022	% △10.6	人 18,482	% △7.7	
第一次産業 就業人口比率	% 76.4	% 54.2	—	% 30.5	—	% 19.9	—	% 13.2	—	% 13.5	—	
第二次産業 就業人口比率	% 8.1	% 22.7	—	% 40.5	—	% 38.8	—	% 38.5	—	% 38.1	—	
第三次産業 就業人口比率	% 15.5	% 23.1	—	% 29.0	—	% 41.3	—	% 48.3	—	% 48.4	—	

(3) 市行財政の状況

ア 行政の状況

本市では、平成17年3月1日の合併以降、職員数削減等の行政組織の見直しを行うとともに、旧町村が主体性をもったまちづくりを目指し、旧船引町を除く旧4町村の役場庁舎はそれぞれの住民サービスを行う行政局として活用してきました。

今後も組織と業務の見直しを進め、従来の慣行に捉われない行政のあり方を検討し、行政のスリム化を図ることが必要です。

イ 財政の状況

本市全体の行財政の状況は、令和6年度歳入規模が約275億2,600万円で、うち一般財源と地方債の割合はそれぞれ54%、8%となっています。歳出規模は約263億4,200万円で、それに占める義務的経費は33.8%、投資的経費には20.3%が投入されています。

また、財政力指数は0.35、経常収支比率は89.40%で、財政の硬直化が懸念されている一方、地方債現在高は約171億3,500万円で、減少傾向にあります。

表 1-2(1) 田村市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	22,363,090	27,512,525	34,763,074	27,526,283
一般財源	14,115,427	14,875,875	16,698,292	14,891,493
国庫支出金	2,545,129	3,766,566	3,032,812	3,840,705
都道府県支出金	1,231,981	2,810,268	8,247,210	1,835,888
地方債	2,920,700	2,642,500	1,771,600	2,203,198
うち過疎対策事業債	43,900	516,200	321,900	393,500
その他	1,549,853	3,417,316	5,013,160	4,754,999
歳出総額 B	21,122,559	25,965,914	30,686,925	26,342,803
義務的経費	9,121,946	9,029,007	8,531,943	8,903,482
投資的経費	4,518,387	6,617,544	9,378,721	5,341,656
うち普通建設事業	4,518,306	6,224,449	8,523,262	5,299,995
その他	7,324,117	9,929,055	12,644,951	11,550,785
過疎対策事業費	158,109	390,308	131,310	546,880
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,240,531	1,546,611	4,076,149	1,183,480
翌年度に繰越すべき財源 D	324,325	400,072	3,243,905	217,473
実質収支 C-D	916,206	1,146,539	832,244	966,007
財政力指数	0.33	0.32	0.34	0.35
公債費負担比率(%)	9.50	17.10	15.10	16.40
実質公債費比率(%)	10.70	6.30	8.20	8.80
起債制限比率(%)	9.30	5.50	4.00	4.40
経常収支比率(%)	81.40	85.40	90.60	89.40
将来負担比率(%)	73.80	29.90	9.60	-
地方債現在高	25,178,714	26,365,418	21,256,833	17,135,179

ウ 施設整備状況

過疎地域の主要な公共施設の整備状況については、令和6年度末の市道の改良率が40.98%、舗装率65.19%と整備を要する道路が多くあります。水道普及率は55.69%を示し、整備を要する地域が多くあります。水洗化率は合併処理浄化槽や単独処理浄化槽の普及により87.48%にまで上昇したものの、公共下水道への未接続家屋もあることから、引き続き接続を推進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図り、公共用水域の水質保全に努める必要があります。

表 1-2(2) 田村市の主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和6年度末
市町村道						
改良率(%)	—	—	33.44	37.73	40.22	40.98
舗装率(%)	—	—	57.97	63.47	64.83	65.19
農道						
延長(m)	—	—	—	74,433.00	95,195.00	97,554.00
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	33.56	12.60	17.18	18.65
林道						
延長(m)	—	—	—	173,454.30	172,348.10	177,880.60
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	8.01	8.54	8.45	8.70
水道普及率(%)	—	—	50.82	52.21	55.20	55.69
水洗化率(%)	—	—	13.84	70.12	84.89	87.48
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	—	—	4.63	3.33	2.93	2.70

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、旧都路村及び旧大越町が過疎地域の指定を受けて以来、対象地域における過疎対策事業を実施し、基盤整備や産業の振興、市道を中心とした交通体系の整備をはじめ、教育の振興、福祉の充実などを推進してきました。その結果、市道等の整備、教育施設及び医療施設等の整備が進み、着実に成果が上がっています。

その一方で、東日本大震災以降、若年層の流出などに起因する少子高齢化が加速し、市区域の一部であった過疎地域が市全域となるなど、コミュニティを含む地域活力の低下が懸念されており、引き続き、産業活性化、生活利便性向上、子育て支援、教育環境及び医療の充実などの課題について、市民と共に考え、解決に向けた取り組みが求められています。

この解決には、本市が持つ豊かな自然環境や地震等災害に強い地盤、産業団地やテレワーク施設等の整備による企業誘致及び雇用創出、若手農業者の育成環境、東日本大震災から生まれた地域の絆など、魅力ある様々な地域特性を活かし、移住者の呼び込み、地場産業等の活性化を図り、地域社会・経済を担う人材育成、DX等の情報化推進、公共交通機能の確保及び向上、医療・教育環境の整備、農地・森林等の適正管理、遊休施設等の利活用など、これらの施策を総合的かつ横断的に実施する必要があります。

このことから市では、「誰一人取り残さない」を理念とするSDGsの取り組みなど、持続可能な地域社会の形成及び地域活力の向上を目指し、「第2次田村市総合計画」における市の将来像『ワクワクがとまらない自然とチャレンジがいきるまち 田村市』を実現すべく各種施策に取り組みます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

第2次田村市総合計画における市の将来像『ワクワクがとまらない自然とチャレンジがいきるまち 田村市』を具体化するための5つの目標をもとに、多くの市民などが住み続けたい・住みたいと思えるようなまちづくりの施策を実施していきます。

また、これら施策の実施にあたっては、令和7年3月に策定した「田村市デジタル田園都市構想総合戦略」の4つの基本目標に基づく施策と密接に関わることから、併せて推進をしていきます。

【第2次田村市総合計画】

- 1.働きたいまち（産業振興）
- 2.学べるまち（学校教育・生涯学習）
- 3.安心と絆のまち（健康・医療・福祉）
- 4.住みたいまち（住環境）
- 5.支えあいのまち（コミュニティ・行政経営）

【田村市デジタル田園都市構想総合戦略】

- 1.地方に仕事をつくる
- 2.人の流れをつくる
- 3.結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4.魅力的な地域をつくる

【目指すべき将来人口 令和27年において24,000人】

各種施策の実施により、合計特殊出生率を令和27年までに1.52まで上昇させることを目指します。

また、働く場所の確保や移住・定住施策を充実させ、市の魅力を最大限向上させることにより、転出を抑制し、転入を促進させ、令和12年までに人口移動が均衡する状態とすることを目指します。

【目指すべき財政目標 令和12年度における経常収支比率92%】

財政運営の健全化に向け、費用対効果を検証しながら、民間活力の導入を進めます。

また、市税の課税客体の適正把握やふるさと納税額の増加、さらに、遊休施設等の有効活用に取り組み、積極的な自主財源の確保を図ります。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

外部有識者からなる会議において毎年評価を行い、PDCAサイクルに基づく効果検証を実施します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく全ての公共施設等の整備は、田村市公共施設等総合管理計画との整合を図り、次の基本的な考え方により適切に実施します。

①施設量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、施設総量（延床面積）の縮減を図り、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）及び、維持継続する施設の長寿命化を推進し、「施設量の適正化」を図ります。

②既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改良による施設の品質の保持や機能の改善に努め「既存施設の有効活用」を図ります。

③効率的な管理・運営と市民ニーズに対応したサービスの提供

地域のニーズの変化に的確に対応しながら、市民サービスを提供します。そのため、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、運営方法を見直しつつ、施設のもつ機能を可能な限り維持しながら、効率的な管理・運営により公共施設経営を推進します。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市の人口の推移は昭和 60 年から転出者数が転入者を上回り、平成 7 年以降は死亡数が出生数を上回る状況が続いています。さらに、近年は東日本大震災の影響もあり、特に 20 歳から 34 歳までの若年層の生産人口の減少、地域の担い手不足が進行し、地域経済に大きな影響を与えるとともに、市民の生活や地域コミュニティの存続危機など、生活基盤の低下にもつながっている状況であり、若者の転出を食い止めることが、喫緊の課題になっています。

このため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、平成 27 年度に策定した第 1 期地域創生総合戦略により、産業、子育て・少子化、定住雇用の各種戦略を推進し、令和 2 年度からは第 2 期として、これらに関係人口創出戦略を加え、移住定住等に関する取組みに厚みを持たせたところです。

しかしながら、令和 5 年は 168 人、令和 6 年は 106 人の転出超過となり、今後この地域創生総合戦略の着実な実行が必要であるとともに社会のニーズ及び潮流を的確に捉えた対策が重要となります。

イ 地域間交流の促進

本市では、旧町村ごとに組織されるふるさと会を通じ、首都圏在住の田村市出身者との交流を深めています。

また、姉妹都市として東京都中野区、友好都市として埼玉県川口市との交流があり、イベント等を通じて、関係を深めています。

今後は、これら自治体等とさらに関係を深めるとともに、本市の豊かな自然環境を活かした交流や働き方の見直しなどによる二地域居住や移住の可能性に特化した交流を拡大するなど、活気ある地域づくりを進める必要があります。

近隣地域との交流は、平成 31 年 1 月に郡山市を中心とする「こおりやま広域連携中枢都市圏」が発足し、17 市町村がお互いの強みを生かしながら「広め合う、高め合う、助け合う」関係の構築を推進しています。今後は、持続可能な圏域形成を目指し、連携の高度化・深度化が必要です。

(2) その対策

ア 移住・定住

◆ 令和 7 年 3 月に策定した田村市デジタル田園都市構想総合戦略（第 3 期）を着実に実行するとともに、移住希望者にとって重要となる仕事や住居等について、民間企業との連携による仕事のマッチングや起業支援、市内に多数存在する空き家等についてのマッチング支援、さらに、これら移住希望者へ総合的に対応するワンストップ窓口を設置するとともに、新たに 5 年間の中期戦略を定め、これに基づいた事業を実施するなど、移住・定住を推進します。

◆ 本市の基幹産業である第一次産業を中心とした関係人口を構築するための事業を実施し、移住希望者の興味関心の醸成と、移住等を受け入れる側の人材育成を含めた地域サポーターの体制整備を進め

ます。

- ◆ 本人が移住者となる地域おこし協力隊制度を取入れており、採用を増やすことを目指しています。これら隊員等は、移住者等の獲得につなげる上記事業等を推進するとともに、先輩移住者として、移住希望者の相談等を受けるなどの役割も果たすことから、連携を図りながら積極的に募集していきます。
- ◆ 遊休施設を解体した土地の利活用等も含めて土地区画整理事業や宅地分譲事業による受け皿を整備し、住みよいまちづくりを推進することで、若年層の移住・定住を促します。

イ 地域間交流の促進

- ◆ 地域ごとに組織されるふるさと会を通じた交流拡大を図るとともに、地域固有の歴史や文化、自然を活かした体験プログラムやイベントを開催し交流人口の拡大を図り、市内の魅力ある観光施設や人物、農産物等の特産品などを積極的に発信し、国内外からの誘客を図ります。
- ◆ こおりやま広域連携中枢都市圏内等の近隣自治体と連携し、広域で取組むメリットを生かした交流事業等を進めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	移住・定住促進事業 遊休施設等活用事業、子育て世帯の定住化促進事業、Uターン事業、移住体験事業 など	市	
		宅地分譲事業	市	
		土地区画整理事業	市	
		地域おこし協力隊 田村市の地域課題解決を担う人材を首都圏からの移住により、地域振興を図る	市	
		都市総合計画策定事業 都市計画マスタープラン見直し検討業務委託 立地適正化計画見直し検討業務委託 都市再生整備計画策定業務委託 用途地域見直し検討業務委託	市	
		都市計画原図作成事業	市	
	(2)地域間交流	関係人口創出事業 コト消費型観光事業、インバウンド振興事業、地域ブランディング事業など	市	
	(3)人材育成	移住者及び受入れ体制の人材育成	市	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 【移住・定住】	遊休施設解体事業	市	老朽化施設を解体し宅地造成を計画

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針

『財政状況等を勘案しつつも人口構成の変動や必要なサービス水準の維持・向上を念頭におきながら、施設の既存の機能のみにとらわれることなく、施設の複合化・集約化を進めます。』

『広域的視点に立った県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。』

『用途廃止済の施設や今後とも利用見込みのない施設については、建物の取り壊しや跡地の売却その他有効活用の検討を進める。』に基づき、移住・定住におけるまちづくり施策において、公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な管理運営を行います。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市の基幹産業である農業は、阿武隈高地の地形、冷涼な気象条件に対応し、稲作、畜産、野菜を主産品として経営展開してきました。特に、肉用牛、鶏卵、ピーマン、トマトについては福島県内有数の産地となっており、葉たばこについても減少傾向にあるものの、現在も県下一の生産を誇っています。

その一方、中山間地域であることから 1 戸当たりの耕地面積が小さく、大部分の農家が兼業により経営を維持してきましたが、高齢者層の離農に加え、農産物の需給不均衡、将来の農業経営に対する不安などにより農家数・農業従事者の減少が続いており、今後の地域農業の担い手の確保が課題となっています。

また、離農者が増加したことに伴う農地の不作付地は、狭あいなものが山間部に分散していることから、担い手への集積が困難となっており、遊休農地の増加も課題となっています。

さらに、遊休農地の増加はイノシシ等の有害鳥獣の生息域拡大の要因となっており、農作物への被害増加も懸念されます。

イ 林業

本市の林野率は 66%と高率を占めており、水源涵養をはじめとする森林の公益的機能の発揮が期待されますが、林業従事者の減少・高齢化による労働力不足により、所有者による森林管理のみではこの機能を維持するための整備が困難になっています。加えて原発事故の影響によりシイタケのほだ木としての利用が途絶えた状況にあり、その復活に向けた対応が求められています。

ウ 地場産業の振興

本市の経済は、さまざまな業種業態の地場産業によって支えられてきましたが、産業構造の変化、経済不況や消費活動の多様化などにより事業所数が減少傾向にあります。特に小規模の小売店は、人口減少と経営者の高齢化や後継者不足などにより、活力が停滞しています。

エ 企業誘致

本市の工業は、平成 28 年の経済センサス調査以降、製造業の製造品出荷額は右肩上がり推移している状況にあります。

しかしながら、令和 4 年度に行った「田村市事業者実態把握調査」では、今後のまちづくりにおいて重要とされる施策に「雇用の確保」を求める声が多く、働きながら住み続けることのできるまちづくりを目指した企業誘致や産業創出が求められています。

オ 起業の促進

本市では、創業や新たな雇用創出の支援に取り組んでおり、起業・創業者は増加傾向にありますが、主に個人事業主や小規模事業者であることから、経営の安定化に向けた起業後の支援も求められています。

カ 商業

若年層の都市部流出等による人口減少と経営者の高齢化、インターネット販売の普及及び道路網の整備を背景にした市外郊外型店舗への顧客流出により、卸・小売業の事業所数及び年間商品販売額は減少傾向にあります。

キ 観光・レクリエーション

市内には、主要観光施設であるあぶくま洞のほか、国指定天然記念物である入水鍾乳洞、ムシムシランド、星の村天文台、グリーンパーク都路などの観光施設のほか、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されている大滝根山、ヤマツツジの景勝地である高柴山、鎌倉岳や片曾根山などの山岳等自然資源や国重要文化財である堂山王子神社本殿、市内3カ所のお人形様など歴史・文化資源が点在しています。

今後は、観光情報発信拠点を市内観光の玄関口であるあぶくま洞に整備し、市内周遊促進を図り、滞在時間の延伸や地域全体の消費喚起を促し、誘客促進・交流人口の拡大に努めます。

(2) その対策

ア 農業

- ◆ 農業者に対する優遇制度の活用や生産基盤の高度化を図り、活力のある担い手の育成・確保を図ります。
- ◆ ほ場整備により生産基盤を強化するとともに、地域計画を基にした、農地の集積や作業の受託等による経営規模の拡大や生産性の向上、担い手農家を主体とした営農の取り組みを応援します。
- ◆ 令和7年度に一部稼働が予定されている、復興農場「全農美土里ファーム」を中心とした酪農・肉用牛生産の拡大を図るとともに、地域の担い手と結びついた耕畜連携を推進します。
- ◆ 本市が誇る農畜産物等のブランド化を推進するとともに、エゴマ、さつまいも等、農家の所得向上に結び付く新規作物の導入を進め、6次化商品開発を促進します。
- ◆ 有害鳥獣対策として、電気柵の設置・管理を継続的に実施し、被害軽減を図ります。また、捕獲報奨金の交付や、狩猟免許試験の周知・講習会への支援などを実施し、捕獲の担い手の育成に取り組みます。
- ◆ 農業集落における生活文化の振興と健康福祉の増進を図るため、地域住民の活動拠点となっている農業集会施設の整備を進めます。また、老朽化している農業集会施設については、解体し、新たな土地の利活用を推進します。

イ 林業

- ◆ 森林資源の維持増進と林業生産の安定化を図るため、林道等生産基盤の整備と計画的な間伐等の森林整備を進めます。
- ◆ ほだ木活用の復活に向け森林整備を推進するとともに、試験研究機関とも協力して今後の対応策を探っていきます。
- ◆ 林業活性化のため、林業や木材加工業等における新たな担い手の獲得を目指します。

ウ 地場産業の振興

- ◆ 地場産業の活性化のための課題分析を行います。
- ◆ 地域資源を活かした産業の付加価値向上、新製品の開発や新分野への進出を積極的に支援し、働きやすい環境づくりを進めます。

エ 企業誘致

- ◆ 磐越自動車道やあぶくま高原道路などの高速交通体系の整備による工業立地可能性の高まりを地域の活性化と雇用機会の創出につなげるため、景気の動向や産業構造の変化を見極めながら田村市産業団地や遊休公的施設などへの企業誘致を促進します。

オ 起業の促進

- ◆ 創業支援等事業計画に基づき、市がワンストップ相談の窓口となり、創業支援事業者（商工会、金融機関等）と連携しながら、創業セミナーの開催や専門家からの助言等、相談内容や事業フェーズに対応した支援、起業後のフォローアップに至るまで幅の広い支援を行います。

カ 商業

- ◆ 商工会や金融機関等と連携し、経営相談、指導体制の強化を図ります。
- ◆ 小規模事業者の経営安定化のため、新製品の開発や新分野への進出を積極的に支援します。
- ◆ 日常生活必需品の入手が困難にならないよう、空き店舗対策や買い物弱者対策を行います。

キ 観光・レクリエーション

- ◆ （田村市観光基本計画基本方針 1）市内観光の玄関口であるあぶくま洞敷地内に観光情報発信拠点施設を整備し、あぶくま洞を拠点として、星の村天文台や入水鍾乳洞、スカイパレスときわ、グリーンパーク都路などの観光施設の価値を高め、周遊促進を図ります。
- ◆ （田村市観光基本計画基本方針 2）観光の産業化及び農林業、商工業との連携強化による田村市ブランドの選定、田村市産のそば、野菜、あぶくまの天然水やクラフトビールなど、食と農を活かした観光資源の創出を図ります。
- ◆ （田村市観光基本計画基本方針 3）阿武隈高原の自然と暮らしを感じられるような体験型観光を目指し、天文台での天体観測、トレッキングやオートキャンプなどの滞在型体験プログラムを推進し、各種事業者と連携した阿武隈高原観光経済圏の構築を目指すとともに、インバウンド誘致のため、広域的なツアーを開発し、交流人口の拡大に努めます。
さらに、フライングディスク競技人口の拡大による、大会や合宿の誘致などにより交流人口の増加を図ります。
- ◆ （田村市観光基本計画基本方針 4）観光推進体制の構築各事業者が発信する観光情報を集約し、一元的な情報発信や主体的に市内観光事業者との調整を行うとともに、商品開発や販売のできる観光推進組織の設立を目指します。
- ◆ 今後、増加すると見込まれるインバウンド等への対応として、案内板等の整備を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 【農業】 【林業】	農業振興等原子力災害対策事業 鳥獣被害防止対策、牧草地の放射性物質土壌診断、牧草地再生	市	
		農山村地域復興基盤総合整備事業 (中山間地域総合整備事業)	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業	県	
		林業専用道整備事業	市	
		有害狩猟鳥獣捕獲事業 イノシシ等の駆除期間における捕獲報奨金等	市	
		農業集会施設整備事業	市	
		(4)地場産業の振興 【加工施設】 【流通販売施設】	農産物等加工場の長寿命化・高付加価値化 老朽化した施設等の修繕・設備の更新	市
		道の駅整備事業	市	
	(5)企業誘致	工場立地奨励金 工場の新規立地又は増設した事業者に対し、奨励金を交付	市	
	(6)起業の促進	田村市エコノミック・ガーデニング事業 事業者が持つ独自の強みを生かしつつ、新たな商品開発や新分野進出などの取組みを創業期、事業化検討期、本格稼働期を段階的に支援	市	
	(7)商業 【その他】	商店街にぎわい事業支援 空き店舗を活用する際の家賃や改装費等の支援 既存店舗をバリアフリー化する際の支援	市	
	(9)観光又はレクリ エーション	グリーンパーク都路の長寿命化・高付加価値化 老朽化した建物等の修繕及び設備の更新 食と農をテーマとした交流機能の拡充	市	
		入水鍾乳洞の安全対策、高付加価値化 洞窟内照明等老朽化した設備の更新 老朽化した管理施設の修繕や設備等の導入	市	
		星の村天文台の長寿命化・高付加価値対策 老朽化した建物等の修繕・設備の更新	市	
あぶくま洞リニューアル事業 あぶくま洞内外リニューアル事業 老朽化したあぶくま洞内外の管理施設の修繕		市		
(10)過疎地域持続 的発展特別事業 【その他】	農業集会施設解体事業	市	市民や企業のニーズに対応した土地の利活用を検討	

(4) 産業振興促進事項

- ・減価償却の特例
- ・地方税の課税免除又は不均一課税の特例

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進 区域	業種	計画期間	備考
田村市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和12年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり。また、これらの事業の促進にあたっては、こおりやま広域連携中枢都市圏をはじめとする近隣市町村や姉妹都市等との連携による、産業等の振興を推進します。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針

『建築年代の古い施設においては、建替え・大規模改修を含め、計画的な修繕改修等の実施や点検等の強化を図り、適正な維持管理に努めます。』に基づき、農業集会施設及び観光施設等の整備を進め、市内外の方が魅力を感じ、将来的に移住や応援してもらえるよう関係人口の創出を目指した産業振興策を推進します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 電気通信施設

本市では防災行政無線が防災情報はもとより行政情報等の伝達に大きな役割を果たしています。携帯電話はほとんどの地域で利用できますが、利用できない地区への住宅建築や企業進出等がある場合は、そのニーズに応じ解消を図る必要があります。

イ 情報化

通信技術の進歩や情報産業の発展などにより、情報化は市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしています。行政サービスにおいても、保健・福祉・医療・教育・防災等の各分野における行政ニーズの高まりに対応するための情報化施策の推進が求められており、情報基盤の整備を推進し住民サービスの利便性向上を図る必要があります。

(2) その対策

ア 電気通信施設

行政情報と防災情報の確実な伝達と携帯電話が利用できない地区の解消に努めます。

イ 情報化

光ファイバーなど高速回線の充実を図り、インターネットを活かした地域情報ネットワークの整備と市公式SNSを活用した情報発信に努め、交流人口の拡大を図ります。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本市の道路網は、磐越自動車道をはじめ、国道では 288 号と 349 号、399 号の 3 路線、主要地方道では船引大越小野線、小野富岡線、浪江三春線、郡山大越線の 4 路線、一般県道では富岡大越線、常葉芦沢線、本宮常葉線、常葉野川線、船引停車場線、実沢要田線、門沢三春線、栗出菅谷線、柳渡戸常葉線、石沢荻田線、神俣停車場川前線、上移常葉線、あぶくま洞都路線、吉間田滝根線、神俣停車場小野線の 15 路線のほか、市道が 2,247 路線、農道が 152 路線、林道が 103 路線あり、それぞれが日常生活に密着した路線となっています。

その中で、通勤・通学など市民生活に欠かすことのできない幹線道路や、生活道路の整備、市内観光地を結ぶ道路、農林業の作業効率、コスト縮減を図るための道路整備が求められており、市民生活の基盤、財産を守り、人口流出を防ぐためにも道路整備が必要不可欠です。

また、これまで整備してきた道路や橋梁など（橋梁数 375、トンネル数 1）の老朽化により、今後、維持補修のため多額の費用が想定されることから、長寿命化を見据えた修繕工事も課題となっています。

イ 交通

本市の公共交通は、路線バスが計 6 路線、デマンドタクシーが市内で運行するほか、スクールバス 38 台を運行している状況にあります。今後、さらなる少子高齢化及び既存の交通事業者の運転手不足・運転手の高齢化が進行する中、自身で移動することが困難となる市民の移動手段や、生活交通を確保することは必要不可欠です。

また、デマンドタクシーや一部地域でのみ運行する民間事業者等による送迎サービス等、一元的かつ効率的な公共交通体系が構築されていない中、利用者ニーズに沿った公共交通体系の見直しは喫緊の課題です。

(2) その対策

ア 道路

- ◆ 通勤・通学など市民生活に欠かすことのできない幹線道路や生活道路を整備します。
- ◆ 市内観光地を結ぶ道路を整備します。
- ◆ 農業、林業など作業効率化、コスト縮減を図るため農林道を整備します。
- ◆ 長寿命化を見据えた道路・橋梁補修及び橋梁の集約・撤去を図ります。

イ 交通

- ◆ 高齢者などの交通弱者や通学者の利便性向上を図るため、デマンドタクシーの運行内容の見直しや輸送資源の総動員による郊外部の移動手段確保、市街地を循環する新たな公共交通サービスの検討を行います。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道	深渡卯田ヶ作線（改良・舗装） L=492m W=4.0(5.0)m	市	
		新田作線（改良・舗装） L=747m W=5.5(7.0)m	市	
		永畑屋戸線（改良・舗装） L=563m W=4.0(5.0)m	市	
		船引石森線（改良・舗装） L=70m W=6.0(10.0)m	市	
	(2)農道	農道等の修繕	市	
	(3)交通	新たな公共交通体系の整備	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針

『事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。』との整合を図り、市道及び農道において、今後の社会・経済情勢の変化や市民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮し、中長期的な視点から必要な整備を計画的に行います。

橋梁については、法定の橋梁定期点検を計画的に実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正な維持管理に努めます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

給水区域は一部の地区にとどまっております。未加入者は自家用の井戸又は引水や表流水を利用しています。近年、生活様式の都市化や下水道、合併処理浄化槽の普及により、水の需要は年々増加の傾向にあるため、水道施設の整備・拡充を図り安定供給に努める必要があります。

イ 下水処理施設

生活環境の向上に伴って普及した合併処理浄化槽の適正な維持管理の指導と普及を図るとともに、公共下水道への接続率向上により、公衆衛生の向上を図る必要があります。

ウ 廃棄物処理

ごみ処理は、一般廃棄物処理計画に基づき実施しています。

また、廃止済みの焼却施設等については老朽化が著しく、建物の一部が破損している状況です。

エ 消防・防災

消防団は地域防災を担う組織として活動しており、消防屯所、車両など設備や資機材の点検整備を行い、有事の際に即応できる体制を整えています。経年劣化による老朽化が懸念されます。

また、防火水槽及び消火栓等の消防水利についても、山間部や住宅建築による住宅街などによって消防水利の不足している地域があります。

防災においては、東日本大震災及び令和元年東日本台風などの災害を教訓として防災力の強化を図っており、防災行政無線についてはデジタル化及び個別受信機の全戸配布が完了していますが、経年劣化が懸念されています。

また、地域防災力の要である自主防災組織が形骸化しています。

オ 公営住宅・宅地

公営住宅の耐用年数を経過している住棟は 77.1%となっています。構造別にみると、木造住宅及び簡易耐火構造の住宅が耐用年数を超えており、需要等を勘案し改修や建替え、用途廃止等の事業手法を適切に選択し実施していく必要があります。

また、鉄筋コンクリート造については、劣化状況等を把握しながら適正に改修を実施することが重要であり、公営住宅は住宅セーフティネットとしての役割強化を図っていくために計画的な整備が必要です。

カ 都市公園

市内には計 12 カ所の都市公園が整備されており、交流や安らぎをもたらす市民の憩いの場となっています。一部で老朽化が進んでおり、計画的な整備が必要です。

(2) その対策

ア 水道施設

- ◆ 増加が見込まれている水需要の安定供給を図るため、老朽化の進む浄水場及び配水施設の整備、老朽管の布設替えなど、水道施設の適正な維持管理に努めます。
- ◆ 水資源を確保するため、水源地域の森林保全や水質汚濁の防止に努めます。
- ◆ 水道未普及地域を解消するため、水道整備の検討を進めます。

イ 下水処理施設

- ◆ 公共用水域の良好な水質確保と快適な環境づくりを推進するため、公共下水道の接続率向上と合併処理浄化槽の普及に努めながら、生活排水の適正処理に向けた住民の意識高揚を図ります。

ウ 廃棄物処理

- ◆ ごみの適正処理を進めるため、分別収集の徹底や資源ごみの有効利用を推進するとともに、ごみの減量化やリサイクルに関する住民の意識啓発に努めます。
- ◆ 廃止済みの焼却施設等については、公共施設等総合管理計画の方針に沿って安全性の観点から解体撤去を実施します。解体により周辺の景観が保たれるとともに、新たな土地の利活用について推進します。

エ 消防・防災

- ◆ 消防屯所、車両、装備品など資機材は更新計画を作成し、消防力強化のため消防施設の集約化（新設・解体）も図りながら、有事の際に即応できる体制を整備します。
また、消防水利については、消防水利の弱い地域を把握し消防水利の確保に努めます。
- ◆ 災害時に市民への情報提供が確実にできるように、防災行政無線などの、情報伝達の機能強化を図ります。
また、自主防災組織の育成、支援を積極的に行い地域防災力の向上を図ります。

オ 公営住宅・宅地

- ◆ 田村市公営住宅等長寿命化計画に基づき「住宅セーフティネット」としての機能を維持します。
- ◆ 日常点検、修繕、改善等に関する計画的な実施体制を構築し、維持管理に要する費用を縮減するとともに、ライフサイクルコストに配慮した設計・工法を導入し、住宅の長寿命化を図り、管理コストの縮減を進めます。
- ◆ 地域需要のバランスを踏まえつつ、著しく老朽化した小規模団地の統廃合を伴う集約化を図り、各団地の建替え、用途廃止を進めます。
- ◆ 住宅の老朽化に対応して、入居者の意識に配慮しつつ居住性向上や長寿命化を目的とした改善を進め、快適に居住できる住宅の供給を図ります。
- ◆ 施設の更新に際しては、ユニバーサルデザイン化のほか、効率的な設備への更新等により良質な住宅ストックの形成に努めます。

カ 都市公園

◆ 長寿命化計画の策定及び緑の基本計画の見直しを行い、長期的な観点での都市公園の整備や維持管理に努めます。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(2)下水道処理施設	下水道事業会計補助金等	市	
	(6)公営住宅	市営住宅長寿命化改修事業	市	
		市営住宅長寿命化計画策定事業	市	
		市営住宅駐車場整備事業	市	
		市営住宅電圧改修事業	市	
		市営住宅LED化改修事業	市	
		市営住宅敷地原形復旧事業	市	
		市営住宅建替移転事業	市	
		市営住宅修繕	市	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 【生活】	市営住宅解体事業（集約化含む）	市	市民や企業のニーズに対応した土地の利活用を検討
		遊休施設解体事業（集約化含む）	市	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 【危険施設撤去】	ゴミ焼却場解体事業	市	
	(8)その他	都市公園長寿命化計画策定事業	市	
		緑の基本計画改定事業	市	
		住生活基本計画改訂事業	市	
		空家等対策計画改訂事業	市	
		防災行政無線個別受信機更新事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針

『既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改良による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図ります。』

『用途廃止済の施設については、安全性の観点から取り壊しを進めます。』に基づき、公営住宅及び公園、供給処理施設において、中長期的な視点による計画的・戦略的な管理に取り組みます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 地域福祉

人口減少や少子高齢化、家族形態の変化、地域社会の変容等により、地域社会のつながりや地域に対する関心が希薄化するなか、地域における課題や福祉ニーズはより複雑化・多様化しています。

生涯を通じ、自分らしく充実した生活を安心して送ることができる福祉社会の実現に向けて、各種団体等と連携し、官民協働で幅広い支援を提供できるよう福祉活動の充実を図る必要があります。

イ 高齢者福祉

本市の65歳以上の高齢者人口は毎年増加を続け、令和5年の高齢化率は37.8%と市民の3人に1人が高齢者となっており、高齢者のみの世帯の増加、核家族化や女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化など、高齢者を取り巻く環境が変化しています。そのため、高齢者福祉に対するニーズが多様化し、より高い水準の福祉サービスが求められていることから、高齢者を地域で支える仕組みづくりを積極的に推進し、高齢者が生きがいを持ち、安心して過ごすことができる生活環境の整備を図る必要があります。

介護保険については、要介護者を社会全体で支え、介護が必要になっても残された能力を活かして自立と尊厳ある生活が送れるよう環境の整備を図り、各種サービスを総合的に利用できる体制づくりを推進する必要があります。

ウ 障害者福祉

本市の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳の所持者数はほぼ横ばいで推移しているものの、所持者の7割強が65歳以上と高齢化が進んでおり、また、その支援者の高齢化も進んでいます。その一方で、手帳所持者のうち7割以上の方が自宅など地域での生活を希望されています。

このような現状を踏まえ、重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療制度など、医療保障制度と併せ訪問介護や生活介護、グループホームなど障害福祉サービス提供体制の充実を図るとともに、障害の重度化や親亡き後を見据えた居住支援の体制づくりに取り組んでいます。

エ 児童福祉

少子・高齢化の進行に加え、共働き家庭やひとり親家庭など子どもたちを取り巻く環境が変化し、親の子育ての負担は大きくなる一方であるため、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担軽減に配慮した施策を推進する必要があります。

(2) その対策

ア 地域福祉

- ◆ 地域の福祉ボランティアの育成と組織の充実のほか、民生児童委員や保健・福祉関係機関、介護保険サービス事業者が連携する地域福祉ネットワーク化によるサービス体制の整備を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。
- ◆ 地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として考え、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう地域住民が支えあい、各種団体との連携を強化することで包括的な支援体制を整備します。

イ 高齢者福祉

- ◆ 高齢社会に向けた人づくり・体制づくりを推進し、市民が互いに支えあい、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指します。そのため、高齢者が住み慣れた地域で心がふれあう地域づくりを目指し、保健・福祉に関する啓発活動や福祉教育の充実を図ります。
さらに、市民による保健・福祉に関するボランティア活動を促進し、市民や民間事業者との連携による一体的な取組を推進します。
- ◆ 高齢者のための生きがい対策と生活基盤施設の充実を図ります。高齢者が地域社会に貢献し、いきいきと健康で元気に生活できるよう、老人クラブ活動への支援やシルバー人材センター等を通じた就業環境の整備、生涯学習の推進など、各種活動への支援を充実させます。あわせて、在宅支援の強化や見守り活動を推進し、施設を安心して利用できるよう既存施設の修繕に努めます。
さらに、行政と市民が一体となり、生きがい対策や就労支援、移動手段を確保するための交通対策、生涯学習の推進を進めるとともに、これらを支える環境整備を推進します。
- ◆ 介護予防・健康づくり住み慣れた地域で健康で元気に過ごすためには、元気なうちから介護予防に取り組むことが必要です。高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取組に積極的に参加できるよう、高齢者のニーズに合った健康づくり、介護予防サービスの基盤整備を進めるとともに、地域の自主的な活動においてより効果的な介護予防の取組ができるよう支援します。
- ◆ 高齢者の自立支援と家族介護者への支援を推進します。高齢者が介護状態となることを予防・軽減するためには、機能回復訓練にとどまらず、生活機能全体を高め、活動的で生きがいを持てる生活を実現できるよう、生活環境の整備や地域づくりを通じて、高齢者を取り巻く環境に総合的に働きかけることが重要です。そのため、リハビリテーション専門職をはじめとする多様な専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取組を推進します。
また、家族介護者については、精神的・身体的・経済的に多岐にわたる負担を抱えていることから、家族介護者自身が自分らしい生活を送ることができるよう、支援を充実させます。
- ◆ 介護保険の円滑な実施介護保険サービスを必要とする高齢者が今後も増加すると見込まれるなかで、高齢者のライフスタイルやニーズも多様化し、高齢者一人ひとりと、その家族の生活の実態に適したサービスの提供が求められています。介護を必要とする人へのサービス提供基盤を充実するとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、介護保険サービスの質の向上や適正利用を促進します。
また、地域のニーズに合った在宅ケアや、働きながら要介護者等を在宅で介護する家族等の就労継続や負担軽減を図るため、必要となる居宅サービスや介護サービス、相談支援の充実に努め、自立した生

活の継続を目指します。

ウ 障害者福祉

- ◆ 「障害」は本人のハンディキャップではなく、日常生活や社会生活を送る上での物理的・心理的障壁のことであり、その障壁低減に必要な合理的配慮の理解促進のため、イベントや出前講座などを行うとともに、ハンディキャップの有無に関わらず楽しめるスポーツ教室などを通してふれあいの促進に取り組めます。

エ 児童福祉

- ◆ 子どもを多様な人格をもった個として尊重し、その権利を保障し、今とこれからにとって最善の利益を図るため、子どもを支える総合的な取組を推進します。
- ◆ 子どもの心身の成長や、将来の生活を幸せな状態で送ることができるよう、子どもや子育て当事者の視点に立ち、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない施策を展開します。
- ◆ 子育て当事者の子育てに関する様々な不安を解消し、子どもと向き合いながら、安心して子育てをすることができるよう、支援の充実を図ります。
- ◆ 子育て家庭が抱える様々な課題や状況に対応するため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場所で、多様なニーズに応じた保育サービスの確保に努め、子育て家庭が孤立することがないように子育て支援サービスの充実を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(3)高齢者福祉施設 【高齢者生活福 祉センター】 【老人福祉セン ター】 【その他】	高齢者生活福祉センター整備・運営事業	市	
		老人福祉センター整備・運営事業	市	
		老人福祉施設整備・運営事業	市	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 【高齢者・障害 者福祉】	船引総合福祉センター解体事業	市	市民や企業 のニーズに 対応した土 地の利活用 を検討
	(9)その他	屋内遊び場確保・運営事業	市	
		保健福祉厨房施設整備事業	市	
		福祉バス更新	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針

『既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改良による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図ります。』

『日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。』

『指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。』に基づき、子育て支援施設及び保健・福祉施設の整備・管理を行います。

また、深刻化する少子化、交通事情その他社会的条件、利用状況、施設の維持管理等を総合的に勘案し、点在する教育・保育施設の更新、施設の集約化を図ります。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の医療資源は二次医療圏の平均水準を大きく下回り、入院や救急をはじめとする医療機能の多くを市外の医療機関に依存しています。今後、開業医の高齢化等により医療提供体制が更に脆弱化する懸念があり、また、市内で唯一の病院である「たむら市民病院」は施設の老朽化等の問題を抱えていることから、住民の医療へのアクセスを持続的に確保するための対策を講じる必要があります、令和8年度の新病院開院に向けて整備を進めます。

(2) その対策

たむら市民病院を拠点として市内外の医療機関との連携及び機能分化を促進し、より効率的で質の高い医療提供体制を構築します。そのために、たむら市民病院の移転建替を行い、地域の民間医療機関では対応が難しい精神医療、成育医療、予防医療等を中心に機能強化を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設	田村市新病院建設事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針

『将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、施設総量（延床面積）の縮減を図り、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）及び、維持継続する施設の長寿命化を推進し、「施設量の適正化」を図ります。』

『指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。』に基づき、田村市立都路診療所の病床機能を新病院に集約するほか、指定管理者制度による民間活力の導入を図ります。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

大規模改修が必要とされる築30年以上経過した学校教育関連施設が半数以上占めることから、適正な教育環境を維持するため、計画的な改修や更新が必要になるとともに、老朽化したスクールバスの更新も必要となります。

また、小中一貫教育を推進するため、環境整備が必要となります。

さらに、急激に少子化が進行する中、小中学校等の統廃合が進むと考えられることから、受入校の施設や設備等の環境整備やスクールバスの購入が必要になるとともに、多くの施設が利用されなくなることから、維持管理費や周辺環境への影響を考慮し、他の目的での利用が見込めない施設については取壊しを進める必要があります。

併せて、近年の民間賃貸住宅の充足や道路網の整備、加えて、老朽化等により、利用がされなくなった教職員住宅等についても、再利用の見込みがないため、取壊しを進める必要があります。

学校給食については、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食育の推進を図ることを目的に本市の学校給食センターにおいて実施しておりますが、建設から15年が経過し、電気・機械等設備の修繕・更新等が必要となっており、安心・安全な給食の提供を続けるには、計画的な施設の維持管理、修繕・更新等を行う必要があります。

イ 幼稚園

本市では、3歳児から5歳児までの3年保育を行っています。

子ども人口は減少していますが、教育施設（幼稚園、認定こども園）の実利用割合は増加しています。

ウ 生涯学習

生活水準の向上や余暇時間の増加、高齢化によるライフスタイルの多様化など、多くの人が物質的な豊かさから、心の豊かさや安らぎを求めるようになり、一人ひとりが喜びと生きがいを持って生涯暮らせるよう、ニーズに対応した生涯学習環境の整備が求められています。

高齢者や婦人層などの世代に比べ、生涯学習スクール等への参加機会の少ない若年層に対しては、内容の充実はもとより、魅力ある講座の開催や人口減少に対応した講座の開催など、参加促進を図る必要があります。

また、ニーズに応える講師や指導者の育成が大きな課題となっています。

エ 社会教育

少子化が進み市内に住む若者が減少し、加えて価値観の多様化や就労形態の変化などにより、社会構造そのものが変化しており、若年層を中心とした青年活動の維持は年々困難な状況にあります。

一方、高齢者や婦人層など多様なニーズに応える学習環境の整備、学習内容・機会の充実と指導者の確保が求められています。

オ 社会体育

余暇時間の増大や健康に対する関心の高まりを背景に、総合型地域スポーツクラブが結成され、生涯を通じてスポーツ活動が行われるようになり、ニュースポーツなどその種類も多様化しています。

また、市内のスポーツ少年団は少子化の影響で、団員数が減少し休止する少年団が出始めており、歯止めをかける対応が求められています。

陸上競技場、総合体育館、多目的運動広場、クロスカンントリーコースを備える田村市運動公園をはじめパークゴルフ場などの運動施設の維持を図るための改修事業や、それらを活用したスポーツ文化の普及、市内宿泊施設と連携した高校や大学のスポーツ合宿、各種大会の開催など、市民の健康増進と市内外の交流を図っていく必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

◆ 適正な教育環境を維持するため、計画的に学校教育関連施設（スクールバスを含む）の改修や更新を行います。

また、小中一貫教育を推進するために必要な施設等を整備します。

◆ 小学校統合に伴う受入校の施設整備やスクールバスを購入します。

◆ 維持管理費や周辺環境への影響を考慮した結果、利用見込みのない施設については、施設の取壊しを進め、土地の有効利用を図ります。

◆ 学校給食センターの機械・設備の更新等は財政負担が大きくなることを考慮し、計画的に進めます。

イ 幼稚園

◆ 教育施設については、現在の提供量で対応できており、今後、合併前からの施設設置経過、建設時期の相違等を考慮した地域の実情を反映した施設整備計画の検討を行います。

ウ 生涯学習

◆ 生涯学習活動の窓口となる行政組織の再編、または効果的な事業の統合などに努め、民間の教育・文化機関等との連携、指導者の育成・確保に向けた積極的な情報提供を図り、生涯学習活動を支援します。

◆ 生涯学習の拠点である公民館を含む社会教育施設へ整備したW i - F i 環境を活用し、I C T化を推進するとともに、これらの機能を集約した複合的な施設の整備を進め、それぞれのライフステージに応じた学習内容の充実や機会の提供など、生涯学習環境の整備に努めます。

エ 社会教育

◆ 社会教育の充実に向け、主体的なサークル活動への取り組みに対しての支援と、サークル・団体等の養成に努めるとともに、地域コミュニティ活動を推進し地域が主体的に活動できるような地域づくりを目指します。

◆ 多様なニーズに応える指導者の確保や複合的な施設の整備を進め、社会教育環境の充実を図ります。

オ 社会体育

- ◆ 多様なニーズに対応するため、総合型地域スポーツクラブなどの団体や指導者の育成のほか、ニュースポーツの普及に努めるとともに、少子化の影響によるスポーツ少年団員数の減少に対応するためスポーツ少年団の統合を進め、活動しやすい環境づくりを推進します。
- ◆ 市内社会体育施設等の利活用を進め、市内外からの利用促進が図れるよう環境づくりに努めるとともに、同一施設等の更新にあたっては、集約化などを念頭に整備を推進します。

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	小中学校 I C T 推進事業学校教育関連施設 (スクールバスを含む) 改修	市	
		更新事業小学校統合整備 (スクールバス購入 含む) 事業	市	
		小中一貫教育環境整備事業	市	
		給食施設改修事業	市	
	(3)集会施設・体育 施設等	生涯学習等複合施設整備事業 各種機能を集約した複合的施設として、幅 広い世代の市民が気軽に訪れることができる 憩いと交流を育む場の整備	市	
		公共施設等集約化・複合化事業	市	
		市内運動場 L E D 化改修事業	市	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 【その他】	廃校校舎棟及びプールの解体事業	市	市民や企業 のニーズに 対応した土 地の利活用 を検討
		校長住宅等解体事業	市	
		旧公民館解体事業	市	
旧生涯学習センター解体事業		市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針

『将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、施設総量(延床面積)の縮減を図り、公共施設のコンパクト化(複合化・集約化、廃止及び取壊し等)及び、維持継続する施設の長寿命化を推進し、「施設量の適正化」を図ります。』に基づき、点在する施設を集約したうえで、利用見込みのない施設については、維持管理費や周辺環境への影響を考慮し、計画的に施設の取壊しや除去など安全性の確保を図ります。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市は若年層の流出などによる人口減少と高齢化が進んでおり、それに伴い、空き家が増加する傾向にあります。

市民一人ひとりが地域で快適な生活を送るために、その集落が持つ歴史的な背景を考慮しながら交通網や公共施設などの生活環境を整備し、安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、先端技術を活用して健康寿命を延伸する環境づくり、長寿や健康の喜びをサポートする取り組みや若い世代の定住環境と経済力を高めることが必要となります。

(2) その対策

市民の利便性とよりよい定住条件を確保するため、集落間を結ぶ道路や集落内の道路、近隣町村とを結ぶ幹線道路などのネットワーク整備を推進します。

集落形成の歴史や特性を活かした環境整備を図るとともに、若者に魅力のあるまちづくりを推進し、U I J ターンなどを推進するとともに、空き家を活用し住居や雇用の環境整備を進め、定住を促進し、集落の活性化を図ります。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

少子高齢化、価値観の多様化、情報化等の時代背景の中で、生活の質の向上や心の豊かさが重視され、伝統文化だけでなく生活文化や創造的な文化活動に対する関心が高まっています。

市民の主体的な文化活動を積極的に支援するとともに、芸術・文化に接する機会の充実や文化団体の育成などを進める必要があります。

また、本地域には、遺跡や鬼伝説など数多くの貴重な文化遺産や資源があり、その保存・継承に努めるとともに、歴史や文化の理解を深める必要があります。

(2) その対策

- ◆ 文化団体の新規加入促進と、団体や指導者の育成のほか、情報の提供に努めるとともに、活動するための施設の充実や発表機会の拡充など市民の文化活動の活性化に努めます。
- ◆ 様々な場で活躍する講師等による講演会や演奏会、演劇会などの鑑賞機会の充実に努めます。
- ◆ 文化財や県・市指定の天然記念物の保存、保護に努めるとともに、市の歴史と文化に対する理解を深め文化財保護思想の高揚を図るための文化遺産等の展示や保管施設を建設・整備し、展示公開に努めます。
- ◆ 三匹獅子舞や鬼太鼓などの民俗芸能の保存伝承と後継者の育成に努めます。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化による環境問題が深刻化し、その原因とされる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題です。

温室効果ガスの排出抑制のためには市民・事業者・市のすべての主体が危機意識を持ち、省資源・省エネルギー等、環境負荷の軽減に向けた取り組みを進める必要があります。

(2) その対策

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠であり、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の形成に大きく寄与します。

また、環境・エネルギー問題の解決に向け、これら再生可能エネルギーに関する市民・事業者の意識啓発を図り、官民一体の資源循環型社会と再生可能エネルギーの普及を推進します。

資料 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業【移住・定住】	遊休施設解体事業	市	老朽化施設を解体し宅地造成を計画
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業【その他】	農業集会施設解体事業	市	市民や企業のニーズに対応した土地の利活用を検討
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業【生活】	市営住宅解体事業（集約化含む）遊休施設解体事業（集約化含む）	市	市民や企業のニーズに対応した土地の利活用を検討
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業【危険施設撤去】	ゴミ焼却場解体事業	市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業【高齢者・障害者福祉】	船引総合福祉センター解体事業	市	市民や企業のニーズに対応した土地の利活用を検討
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業【その他】	廃校校舎棟及びプールの解体事業	市	市民や企業のニーズに対応した土地の利活用を検討
		校長住宅等解体事業	市	
		旧公民館解体事業	市	
		旧生涯学習センター解体事業	市	